議案第７号

入間市印鑑条例の一部を改正する条例

条例　別記のとおり

令和２年２月１８日提出

入間市長　　田　中　龍　夫

提　案　理　由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をするとともに条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。

入間市印鑑条例の一部を改正する条例

入間市印鑑条例（昭和５０年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「昭和４２年法律第８１号」の次に「。以下「法」という。」を加え、同条第２項第２号を次のように改める。

⑵　意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第６条第２項中「住民基本台帳法」を「法」に、「記録されている」を「記載（法第６条第３項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第７条第１項第４号中「(法第６条第３項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)」を削り、「当該旧氏)」を「当該旧氏」に、「当該通称」を「当該通称)」に改める。

第１５条第１項第４号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同項第５号中「後見開始」を「新たに後見開始」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。